



熊本県公報

第13369号
令和6年(2024年)
9月27日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定	(森林保全課) 1
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	(社会福祉課) 1
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の辞退	(//) 2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の変更	(//) 2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	(//) 2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定	(//) 3
○令和6年度(2024年度)熊本県准看護師試験の実施	(医療政策課) 3
公 告	
○八代港国際旅客船拠点指定管理者募集	(港湾課) 4
○換地処分	(農地整備課) 6
○農用地利用集積等促進計画の認可	(農地・担い手支援課) 6
○肥料登録	(農業技術課) 7
登 載 依 頼	
○熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(教育政策課) 7
○熊本県監査委員の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する規程	(監査委員事務局) 7
○熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程	(企業局総務経営課) 8
○熊本県人事委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(人事委員会) 8

告 示

熊本県告示第796号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年(2024年)9月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町河浦字大丸1289番、字牧ノ内1346番1、字是谷1360番4、1360番6、字光ノ尾1427番5、1430番、字木下平1445番1、1445番6
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大丸1289番・字牧ノ内1346番1・字是谷1360番6・字光ノ尾1430番・字木下平1445番6(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第797号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)9月27日

熊本県知事 木 村 敬

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
田中良医院	荒尾市平山2268-5	令和6年(2024年)3月31日
佐々木整形外科医院	上天草市大矢野町中1314-1	令和2年(2020年)8月31日

熊本県告示第798号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から指定の辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)9月27日

熊本県知事 木 村 敬

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
天草訪問歯科クリニック	天草市本町新休181番地	令和6年(2024年)8月1日

熊本県告示第799号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)9月27日

熊本県知事 木 村 敬

(医科)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
いでアレルギー・ぜんそくクリニック 八代市松江町485-1	医療機関名		令和6年(2024年)8月1日
	いでアレルギー・呼吸器クリニック	いでアレルギー・ぜんそくクリニック	
あいこう皮ふ科クリニック 人吉市駒井田町1951	愛甲やすらぎ・ひふ科医院	あいこう皮ふ科クリニック	令和6年(2024年)8月1日

熊本県告示第800号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)9月27日

熊本県知事 木 村 敬

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
八代市医師会地域外来・	八代市平山新町4453-	令和6年(2024年)6

検査センター	2	月30日
(歯科)		
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
さくら歯科	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰3 790-1	令和6年(2024年)7 月16日

熊本県告示第801号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)9月27日

熊本県知事 木村敬

(歯科)		
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人アイディアグループ やまだ歯科・こども歯科・矯正歯科クリニック八代院	八代市日置町160番地3	令和6年(2024年)8 月1日
ピュアデンタルクリニック南阿蘇歯科診療所	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰3 790番地1	令和6年(2024年)8 月1日

(薬局)		
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ありあけ薬局	天草市有明町大島子194 9-3	令和6年(2024年)7 月1日

(訪問看護)		
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション Blue Stars	八代市松江本町3-12フ ァミール101	令和6年(2024年)7 月1日
ひかり訪問看護ステーション	荒尾市増永1781-4	令和6年(2024年)8 月1日
訪問看護ステーション ホヌ	玉名市岱明町上1117- 21	令和6年(2024年)7 月1日
けいず訪問看護ステーション合志	合志市須屋706-2ラポ ールシバタII101	令和6年(2024年)8 月19日

熊本県告示第802号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、令和6年度(2024年度)熊本県准看護師試験を次のように実施する。

令和6年(2024年)9月27日

熊本県知事 木村敬

- 試験日時
令和7年(2025年)2月13日(木)午後1時30分から午後4時まで
災害予備日
令和7年(2025年)2月26日(水)午後1時30分から午後4時まで
- 試験場所
公立大学法人熊本県立大学(熊本市東区月出三丁目1番100号)
- 試験科目
人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 受験資格
次の(1)~(7)のいずれかに該当する者とする。ただし、熊本県外に住民登録のある者は、熊本県内の看護師等学校養成所を卒業した者又は令和7年(2025年)3月までに卒業する見込みの者に限る。
(1)保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。)で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定し

- た学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和7年（2025年）3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和7年（2025年）3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和7年（2025年）3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和7年（2025年）3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和7年（2025年）3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 試験受験申込書（熊本県所定のもの）

写真（試験受験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものを）を所定の欄に貼付すること。

なお、写真の提出に当たっては、現に在籍をし、若しくは卒業（修業）をした4(1)から(5)までの養成所等の長又は熊本県健康福祉部健康局医療政策課において、写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受け、写真票に照合印を、写真に刻印又は割印を受けること。

イ 受験資格を有することを証明する書類

(ア) 4(1)から(5)までのいずれかに該当する者 卒業（修業）証明書。ただし、令和7年（2025年）3月までの卒業（修業）予定者は、卒業（修業）見込証明書とする。

(イ) 4(6)に該当する者 厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の原本を持参の上、その写しを提出する。

(ウ) 4(7)に該当する者 都道府県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の原本を持参の上、その写しを提出する。

ウ 返信用封筒

長形3号（縦12.0センチメートル×横23.5センチメートル）の返信用封筒に宛先及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼付すること。ただし、一括申込みの場合は、返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手を貼付すること。

(2) 受験手数料

6,900円（熊本県収入証紙によること。）

(3) 受付期間

令和6年（2024年）12月9日（月）から同月17日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(4) 提出先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

6 合格者の発表

令和7年（2025年）3月13日（木）午前10時に熊本県庁行政棟本館1階県民ホール及び熊本市保健所を除く県内各保健所に合格者の受験番号を掲示するほか、熊本県ホームページに掲載するとともに、合格者には郵送等により通知する。

なお、電話による試験結果の問合せには、応じない。

7 問合せ先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
電話 096-333-2206

公 告

熊本県公告第608号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和6年（2024年）9月27日

熊本県知事 木 村 敬

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称

- 八代港国際旅客船拠点（以下「くまモンポート八代」という。）
- (2) 所在地
熊本県八代市新港町一丁目25番
 - (3) 面積 6.7ヘクタール
 - (4) 施設の概要
緑地（面積2.3ヘクタール 日本庭園、竹林の道、ビッグくまモン、くまモン合唱隊、多目的芝生広場等）、駐車場（面積4.4ヘクタール）
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 施設の利用調整及び管理に関する業務
 - (2) 施設の使用の許可に関する業務
 - (3) 施設の維持に関する業務
 - (4) その他指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名については、構成員全員が行うこと。
ウ 5(1)ウからケ並びにサからスに掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
オ 代表団体は4(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、その他の構成員は4(1)から(7)まで(2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書
イ 事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者の場合を除く。）
ク 納税証明書
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
(イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ 県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
コ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
サ 指定申請に係る誓約書
シ 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関する申立書
ス その他知事が必要と認める書類
 - (2) 申請書類の提出先
熊本県土木部河川港湾局港湾課（県庁行政棟本館12階）
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2515 FAX 096-387-2461

- (3) 提出期間
令和6年(2024年)9月27日(金)から令和6年(2024年)10月18日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、書留郵便により令和6年(2024年)10月18日(金)の午後5時までに必着とする。

※電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。

- (4) 提出部数
正本1部、副本11部

6 指定管理候補者の選定
令和6年(2024年)10月に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者の選考意見とし、最終的に県において選定する。

7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、令和6年(2024年)9月27日(金)から10月18日(金)までの間に、交付する。

8 説明会

- (1) 日時
令和6年(2024年)10月3日(木)午前10時

- (2) 場所
くまモンポート八代

- (3) その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を現地説明会参加申込書に記入のうえ5の(2)に掲げる提出先へあらかじめ提出すること。

9 留意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。

- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

- (2) 指定管理候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

- (3) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第609号

県営天草中央北地区(大島換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。

令和6年(2024年)9月27日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第610号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和6年(2024年)9月27日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
松本 英輔	熊本市	熊本市北区植木町平井字大久保198番1
春田 修一	熊本市	熊本市北区植木町平井字井手上1486番1
松本 幸春	熊本市	熊本市北区植木町平井字迎田910番
井上 誠一	熊本市	熊本市北区植木町平井字井ノ平16番
富永 勝也	熊本市	熊本市北区植木町平井字井手下1362番

2 認可年月日
令和6年(2024年)9月19日

熊本県公告第611号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
令和6年(2024年)9月27日

熊本県知事 木村 敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥 第151 1号	肉骨粉	三成肉 骨粉	窒素全量： 5.0 りん酸全 量：13.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	株式会社三成 熊本県宇土市馬 之瀬町555番 地	令和6年 (2024年)9 月19日

登載依頼**熊本県教育委員会訓令第7号**

本庁各課
各地方機関
各県立学校

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年9月27日

熊本県教育長 白石 伸一

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会行政文書管理規程(平成24年熊本県教育委員会訓令第4号)の一部
を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(14) 電子契約サービス 県及び契約の相手方の指示に基づき、契約内容を記録した電
磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。

第39条第1項中「に電子署名」の次に「(電子契約サービスによる電子署名を除く。

以下この項及び次項において同じ。)」を加える。

第40条第3項及び第4項中「又は電子メールにより」を「若しくは電子メールにより、
又は電子契約サービスを利用して」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

熊本県監査委員告示第2号

熊本県監査委員の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程
の一部を改正する規程を次のように定める。
令和6年9月27日

熊本県監査委員 藤 井 一 恵
同 竹 中 潮
同 城 下 広 作
同 河 津 修 司

熊本県監査委員の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する
規程の一部を改正する規程

熊本県監査委員の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程
(平成18年熊本県監査委員告示第20号)の一部を次のように改正する。

題名中「高度情報化」を「デジタル化」に改める。

本則中「高度情報化の総合的かつ計画的な推進」を「行政のデジタル化及びデジタル社
会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進」に、「情報セキュリティ対策」を「高
度な情報セキュリティ対策」に、「高度情報化推進組織」を「デジタル化推進組織」に、
「熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程」を「熊本県デジタル化
の推進及び電子計算機等の管理に関する規程」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第5号

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和6年(2024年)9月27日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程
熊本県企業局会計規程(昭和39年熊本県電気事業管理規程第2号)の一部を次のよう
に改正する。

第90条の2各号列記以外の部分中「令第21条の14第1項第1号」を「令第21条
の13第1項第1号」に改める。

第93条第1項中「売買、賃貸、請負その他の契約を締結しようとするときは、契約書
の次に「(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この章におい
て同じ。)」を加え、同条第2項中「支払方法その他必要な事項を記載」の次に「し、又
は記録」を、「当事者が記名押印し」の次に「、又は地方自治法第234条第5項に規定
する措置を講じ」を加える。

第94条第1項後段中「請書」の次に「(当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記
録を含む。)」を加える。

別表第3備考中「2 電子入札システムにより随意契約に関する事務を行う契約案件に
あつては、「支出負担行為に必要な書類」の欄中「見積書」とあるのは、「電子入札シス
テムから出力した見積りの結果を示す書類」と読み替えるものとする。」の次に「3 契
約書又は請書の作成に代えて電磁的記録を作成する契約案件にあつては、「支出負担行為
に必要な主な書類」の欄中「契約書案」とあるのは「契約書に記載すべき事項の案を記載
した書類」と、「請書を徴する場合は、請書案」とあるのは「請書に記載すべき事項を記
録した電磁的記録を徴する場合は、当該事項の案を記載した書類」と読み替えるもの
とする。」を加える。

附 則

この規程は、令和6年(2024年)10月1日から施行する。

熊本県人事委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年9月27日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会訓令第2号

熊本県人事委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県人事委員会行政文書管理規程(平成24年熊本県人事委員会訓令第1号)の一部
を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(11) 電子契約サービス 県及び契約の相手方の指示に基づき、契約内容を記録した電
磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。